

第3回さいたま市障害者政策委員会会議録

日 時：令和5年3月17日（金）14：00～

会 場：市役所 2階 特別会議室・オンライン

次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果について
 - (2) 次期障害者総合支援計画の骨子案について
 - (3) 第3回誰もが共に暮らすための市民会議の報告について
 - (4) 令和5年度予算案の概要について
3. 閉 会

配布資料

- ・ 第3回さいたま市障害者政策委員会 次第
- ・ 第3回さいたま市障害者政策委員会委員名簿
- ・ 第3回さいたま市障害者政策委員会 書面表決意見調書

- ・ 資料1 さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果報告書
- ・ 資料2－1 次期障害者総合支援計画の骨子案
- ・ 資料2－2 次期障害者総合支援計画の骨子案 変更点
- ・ 資料2－3 次期障害者総合支援計画策定の工程について
- ・ 資料2－4 次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会の主な意見
- ・ 資料3 令和4年度第3回誰もが共に暮らすための市民会議における主な意見
- ・ 資料4 令和5年度予算案の概要（障害福祉関係予算抜粋版）

出 席 者

- 委 員・・・相浦委員、赤尾委員、片山委員、久慈委員、黒澤委員、駒崎委員※、
小山委員、酒井委員、佐藤委員、佐内委員、高濱委員、遅塚委員、中野委員、
藤崎委員、松永委員、山田委員※、横島委員、
※書面参加
- 事 務 局・・・障害政策課、障害支援課、健康増進課、こころの健康センター、福祉総務課、
障害者更生相談センター、障害者総合支援センター、疾病予防対策課、
総合療育センターひまわり学園総務課、特別支援教育室

欠 席 者

- 委 員・・・岡田委員、星委員、渡邊委員

1 開 会

(松永委員長)

それでは、定刻となりましたので、令和4年度第3回さいたま市障害者政策委員会を開催させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、障害者政策委員会にご出席いただきありがとうございます。委員長の松永でございます。

本委員会条例第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、本日の委員の出席状況について、事務局からお願いします。

(事務局)

はい、事務局でございます。

本日の委員の出席状況についてでございますが、オンラインでの出席委員15名、書面での出席委員が2名となっております。

また、傍聴を希望する方6名がオンラインで参加してございます。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

委員の過半数がご出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。

続きまして、本日の会議でございますが、さいたま市情報公開条例第23条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。また、会議録及び、会議資料も公開となりますので、各区役所の情報公開コーナーにおいて、公表したいと考えております。

次に、会議の傍聴についてでございますが、先ほど申し上げましたように本日の会議は公開となっております。先程事務局から報告がありまして、傍聴を希望する方6名がオンラインで参加してございます。いずれも傍聴を許可することによろしいでしょうか。

～ 委員了承 ～

(松永委員長)

ありがとうございました。

それでは、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

(事務局)

はい、それでは、事前に送付をしております資料の確認をさせていただきたいと存じます。

1点目 第3回さいたま市障害者政策委員会 次第

2点目 第3回さいたま市障害者政策委員会委員名簿

3点目は、書面参加をされる委員の方に御提出いただく、
第3回さいたま市障害者政策委員会 書面表決意見調書

次に

- ・資料1 さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果報告書
- ・資料2-1 次期障害者総合支援計画の骨子案

- ・資料2-2 次期障害者総合支援計画の骨子案 変更点
- ・資料2-3 次期障害者総合支援計画策定の工程について
- ・資料2-4 次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会の主な意見
- ・資料3 令和4年度第3回誰もが共に暮らすための市民会議における主な意見
- ・資料4 令和5年度予算案の概要（障害福祉関係予算抜粋版）

となります。

以上10点でございます。

皆様、不足等はございませんでしょうか。

～ 不足等確認 ～

なお、会議開催にあたりまして、委員の皆様及び関係各課の職員にお願いがございます。聴覚に障害がある方への配慮といたしまして、手話通訳者の方が通訳しやすいように、ご発言いただく際には、ゆっくりと、そして、大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

本来ならば聴覚に障害がある方への配慮として、マスクを外してご発言等いただくところでございますが、新型コロナウイルス感染症防止のため、大変申し訳ございませんが、マスクを着用したままのご発言等をお許しいただきますよう、お願いいたします。

また、本日は、多くの方にオンラインでご参加いただいておりますので、ご自身が発言をする時以外は、ミュートに設定していただくようお願いいたします。

なお、ご発言いただく際は、実際に挙手していただくか、挙手ボタンを押すなどしたうえで、委員長から指名後にご発言ください。その際、どなたが発言されたかわかるように、お名前を仰っていただけますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

2 議題（1）次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果について

（松永委員長）

はい、ありがとうございました。

それでは議題に入らせていただきます。

お手元の次第をご覧ください。

「2 議題」として、「（1）次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果について」、「（2）次期障害者総合支援計画の骨子案について」、「（3）第3回誰もが共に暮らすための市民会議の報告について」とありますが、こちら3つの議題については関連する議題ですので、事務局から続けて説明をお願いします。事務局からの説明後にまとめて委員の皆様からのご意見をいただきたいと思えます。

（事務局）

それでは、議題1「次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果」についてご説明いたします。

資料1「障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果報告書」をご覧ください。

前回の委員会において、調査結果を設問ごとに集計した、速報版についてご報告させていただきました。

本日は、すべての調査結果を載せた報告書がまとまりましたので、ご報告させていただきます。分量が多く時間の都合もありますので、前回の委員会にて報告させていただきました「速報版」からの主な変更点について、ご説明させていただきます。

例として8ページをご覧ください。各設問について、まず一目で傾向がわかるように、グラフを1つ又は2つ掲載いたしました。グラフに続き、調査対象別クロス表と各種障害別クロス表を掲載しています。各種障害別クロス表については、医療的ケアの内、医療的ケア児の傾向がわかるように18歳未満の行を追加いたしました。

一部の設問、主に困りごとやニーズを聞く設問については、身体障害の障害部位別クロス表と年齢別クロス表を追加で掲載しています。また、一部設問については、設問と設問をかけあわせたクロス表を追加掲載いたしました。設問の選択肢に「その他」として記述する項目がある設問については、記述を一部抜粋して掲載しております。

表の色付けについては、原則として、単一回答のものには2位まで、複数回答のものには、3位まで色付けいたしました。

最後に、209ページからは、資料編として、アンケート調査票を載せております。

この報告書については、現在、最終確認を行っているところです。誤字脱字について修正を行い、表紙をつけて完成となります。ホームページには、3月末か4月上旬に公開予定です。

大変簡単ではございますが、次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート結果報告についての説明は以上となります。

それでは、このままお時間をいただき、議題2「次期障害者総合支援計画の骨子案について」ご説明させていただきますと存じます。

3 議 題（2）次期障害者総合支援計画の骨子案について

議題2 次期障害者総合支援計画の骨子案についてご説明いたします。

資料2-1「次期障害者総合支援計画の骨子案」をご覧ください。

本計画は、現行計画の計画期間が令和3年度からの3年間となっており、令和5年度に計画期間が終了することから、次期計画を策定するものです。

計画の構成ですが、現行計画と同じく、第1章から第3章までの3章立ての構成を予定しております。

まずは、第1章総論です。

第1章は、計画の概要や障害者をめぐる状況、障害施策の課題などを掲載する部分となります。

「1. 計画の概要」です。

(1) 計画策定の趣旨は、前期計画までの成果や課題を検証した上で、複雑かつ多様化する障害者のニーズに対応するとともに、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向けて、令和6年度からの新たな計画を策定することになります。

次に、(2) 計画の位置づけ になります。

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」のほか、ノーマライゼーション条例に基づく計画の、4つを一体的に策定する計画でございます。

また、本計画は、本市の上位計画である「総合振興計画」の下に、「保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものでございまして、本市の他分野の関連計画との整合性を図りながら策定してまいります。

次の、(3)計画の期間については、後ほどご説明させていただきます。

(4)計画策定の視点では、3つの視点を設定しておりますが、これらについては、ノーマライゼーション条例に基づいて設定しているため、計画の継続性の観点から、現行計画からの継承を基本といたします。

(5)障害者施策の推進体制としましては、市だけではなく、本計画の審議や進行管理を行う、市の附属機関である「障害者政策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う、「誰もが共に暮らすための市民会議」が連携し、施策を推進していく体制としています。

次に「2. 前期計画の進捗状況」になります。

ここでは、現行計画の進捗状況として、これまでの取組内容や実績、課題を記載いたします。

3. 障害者(児)をめぐる状況ですが、ここでは、近年の障害者手帳所持者数の推移や、昨年度実施しましたアンケート調査の分析結果、「誰もが共に暮らすための市民会議」での意見を記載いたします。

次に4. 計画の基本的枠組みを掲載します。

基本方針は、ノーマライゼーション条例の前文・第1条目的から設定しているため、現行計画から継承し、「誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現をめざして」といたします。

基本方針に基づき、基本目標を4つ掲げます。

いずれの基本目標につきましても基本方針と同様に、現行計画からの継続としています。

基本目標に向けた基本施策につきましても、現行計画を継承するとしております。

続きまして、第3章、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画でございます。

この部分は、障害者総合支援法に基づく計画となり、国が定める基本方針に沿い、各障害福祉サービスなどの具体的な数値目標や見込量を記載してまいります。

次に、(3)計画の期間についてご説明いたします。

資料2-1、2-2では、計画の期間を一部6年間に変更するとしておりますが、訂正し、現行どおり3年といたします。

資料2-2をご覧ください。こちらの資料は、骨子案について、現行計画との変更点について掲載した資料になります。

(3)以外は、全て変更なしと掲載しております。

(3)計画の期間については、資料作成時には変更することを想定していたしましたので、説明資料を掲載しています。

ここで、なぜ期間の変更を検討したか、国の動向とともに、ご説明いたします。

内閣府では、毎年度、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行っています。「令和3年地方分権改革に関する提案募集」において、複数の自治体より、計画期間の延長について提案がありました。

提案内容としては、障害福祉計画及び障害児福祉計画を5年にする、もしくは、障害者基本計画を6年にする、というものです。

理由としましては、①障害福祉計画及び障害児福祉計画の3年という期間では、現行計画の効果の検証を2年分の取組実績により行うことになるが、2年という期間は検証には短く、次期計画に現行計画の反省点を十分に反映できないこと、②国では計画期間を障害福祉計画及び障害児福祉計画を3年、障害者基本計画を5年としていますが、それに合わせると計画策定のサイクルがずれ、業務の負担となっていること、があげられていました。

これを受けて、障害者計画を所管する内閣府、障害福祉計画及び障害児福祉計画を所管する厚生労働省

において、それぞれ検討がなされました。

結論としては、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、令和5年1月の社会保障審議会障害者部会において、3年計画とすることを基本としつつ、柔軟な期間設定を可能とするという変更を行う方向性が示されました。障害者計画については令和4年10月の内閣府の障害者政策委員会において、計画期間は、各地方公共団体が地域の実情に応じて定めることができるということがあらためて確認されました。こちらが資料の2ページから4ページまでの簡単な説明となります。

これらの国の動向を受け、事務局として、計画の期間について検討を重ね、計画期間を6年として資料を作成したところとなります。

さいたま市障害者総合支援計画においては、障害者計画についても、障害福祉計画及び障害児福祉計画についても、3年おきに策定してまいりました。これについては、障害者政策委員会・市民会議におけるご意見を計画に反映する機会が3年に1度ある、というメリットがあると考えおります。

一方で、後ほどご説明いたしますが、令和5年度の計画策定のスケジュールはとてもタイトなスケジュールであり、政策委員会や市民会議などでご協議いただく機会が少なくなっているデメリットがあります。段階を踏んで計画を策定していきますが、1つ1つの工程について、短期間で結論を出さなければならないこととなります。

5ページ下段をご覧ください。こちらは計画を6年とした場合の計画策定までのスケジュールの例をご提示させていただいております。計画期間を6年に延ばすことで、計画について2年かけて検討することができれば、1つ1つの目標について議論を深めたり、所管課との調整に時間をかけたりすることが可能になると考え、事務局としましては、計画期間を延ばすことを検討してまいりました。

しかしながら、この計画期間の延長について、今回の政策委員会でご協議いただくことができますが、令和5年度のスケジュールでは市民会議で皆様のご意見を伺いことができず、市民会議での意見を伺うことなく重要な計画期間の延長を決定してはならないと判断しました。

今回のように十分な検討をする時間がとれないことが、3年という短期間の計画のデメリットであると考えています。先ほども説明いたしました、6年の計画とした場合、例えばアンケートを計画策定の2年前に行えば、計画についての検討を2年間かけて行えるようになります。

次回期間を変更するタイミングは3年後または6年後になりますが、改めて期間変更をするかどうか、本政策委員及び市民会議においてご協議いただくことになろうかと考えております。

今回は、資料として6年間とご提示いたしましたが、市民会議でのご意見を伺う機会が得られないというところで、現行通り3年ということで、進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料2-3「次期障害者総合支援計画策定の工程について」をご覧ください。次期障害者総合支援計画策定のスケジュールについてご説明いたします。

まず、事務局において、本日いただいたご意見を踏まえまして、骨子案を必要に応じて修正し内部での決裁をとります。

その後、令和5年6月頃に、素案を委員の皆様へ送付させていただき、ご意見をお伺いしたいと考えております。皆様からいただいたご意見をもとに、6月もしくは7月に素案策定に向けたワーキンググループを実施したいと考えております。計画は内容が多岐にわたり、分量が多いため、ワーキンググループについては、2回に分けて実施する予定でおります。ワーキンググループにつきましては、あくまで任意での参加ということで、委員の皆様にご案内をさせていただきたいと考えております。

また、ワーキンググループの開催と並行して、6から7月にかけて市民会議、地域自立支援協議会、発達障害者支援地域協議会を開催予定です。

ワーキンググループやその他会議でいただいたご意見を踏まえ、事務局では素案の修正を行う予定でございます。

ワーキンググループやその他会議でいただいたご意見を、8月頃になりますが、第2回障害者政策委員会で報告させていただき、修正した素案の審議を行い、内部での決裁と議会報告を経て、10月頃にパブリックコメントを実施したいと考えております。

その後、パブリックコメントや11月に開催予定の第2回市民会議のご意見を参考にいたしまして、令和5年1月頃開催予定の第2回障害者政策委員会で、計画案の審議を行っていただくといったスケジュールを考えております。

こちらのスケジュールに加えて、条例改正に向けての動きを並行して行っていく必要がございます。

3月14日に国の方から、改正障害者差別解消法の施行が令和6年4月1日という方向方針が示されました。

それに伴いまして、ノーマライゼーション条例も改正する必要がございます。

その場合、こちら政策委員会や市民会議でのご意見をいただく機会を必要といたしますので、こちらのスケジュールに加えてですね。

条例改正に向けても並行して行わせていただきたいと思います。

現時点で情報が3月14日であったことから、こちらの詳細がまだお示しできませんが、今後お示ししてご協議いただくことになるとお思いますので、よろしくお願いたします。

続けて、議題3 令和4年度第3回誰もが共に暮らすための市民会議の報告についてご説明いたします。

書面参加委員からの意見

(山田委員)

議題(1)

特に疑問に感じた内容について

・問17 「相談する必要がない」との回答がありましたが、個人的には大変疑問に感じました。困難におもうことが皆無なための回答なのか、本来、相談すべき内容があるにも関わらず、その必要性の大切さに本人が理解していないのではと危惧しています。

・問18 相談したいが、あらゆる理由によって困っている方が大変多いことが問題であると思います。このアンケート調査の結果を是非生かして、早急に改善できるよう祈ります。

・問18-3 記述内容「特別支援学校に通学したかったが、学区を理由に話を受け付けてくれなかった」

通常学校に比べ、特別支援学校の学区は大変広範囲であり、通学1時間以上であれば選択の幅はかなりあるはずですが。詳しい話の内容は分かりませんが、双方に何か誤解があったとすれば少々問題かなと思います。

・問20 前回の調査でも、ほぼ同様の回答があったと思います。能力や障害の状態に応じた指導や、障害特性の理解と支援の充実等の要望は当然のことで、現実的に何ら改善していないことに驚きを感じます。今、教員不足が問題になっていますが、特に特別支援学校は、免許を持つ正規採用教員が圧倒的に不足し、臨時的任用教員の登用で何とか日々の教育が成り立っているのが現実です。教員一人ひとりの意識改革のため、現場管理職の直接的な指導や様々な研修を通して、あたりまえの教育があたりまえに実施されることを願うばかりです。

・問29「職場・学校・施設・病院での理解や配慮がたりない」と「職場・学校・施設・病院での人間関係が難しい」を合わせると約20%近くになり、やや問題であると感じました。

議題（2）

市町村障害者計画について、中間評価に留まらず必要に応じて計画期間の途中あっても見直しを行うと記されていますが、とても重要なことだと思います。現状に甘んじることなく、常に改革の思いを持ち続けることは大切だと感じました。

（駒崎委員）

議題（1）

たくさんのアンケートの集計は多忙を極めた事と思います。

結果を踏まえて、100人100様の障害者の生活の困難をどの位改善できるか？予算や期間はどの位か、本気度は？知りたいです。

障害者に関わる仕事に従事している方の処遇改善も必須です。

高齢化によりさらに支援が必要になります。

市の予算の多くをこちらに掛けて欲しいです。

議題（2）

抽象的で分かりにくいです。

ノーマライゼーション条例を施行し、とありますが。

先日の「第3回誰もが共に暮らすための市民会議」会場の市民会館おおみや「レイボックホール」おしゃれなネーミングですが、入口までの通路に点字ブロックは無く、音声案内もありませんでした。

ノーマライゼーション条例は機能しているか疑問です。

ノーマライゼーション推進事業がありますが、障害者のみのスポーツ大会開催では観戦する人が限られます。例えば市民マラソン大会などに一般の方と走る機会が欲しいです。観戦者は多く、障害者がいかに努力しているか、不便で閉塞感を感じているかが分かりやすいと思います。

4 議 題（3）令和4年度第3回誰もが共に暮らすための市民会議の報告について

資料3「令和4年度第3回誰もが共に暮らすための市民会議における主な意見」をご覧ください。いただいたご意見の中で、比較的具体的なお意見であったものをピックアップしています。

お時間の都合上、個々のご紹介は省略させていただきますが、まず、（1）「アンケート調査結果から、こういったことが課題だと思うか。また、その課題を解決改善するために何が必要だと思うか。」というテーマでは、事務局では気づくことのできなかつた問題点についても、ご意見をたくさんいただきました。

特にノーマライゼーション条例の認知度が低かった結果についてのご意見は多くいただき、条例の周知方法などについて今後参考にさせていただきたいと考えております。

また、次回のアンケート実施の際に参考となるご意見もいただいておりますので、3年後のアンケート実施の際に改善を図ってまいります。

（2）「次期障害者総合支援計画にどういった目標を掲げるといいと思うか。」というテーマでは、現状の障害施策においても課題とされている内容が多く、計画策定にあたって、特に具体的な内容については、所管課とも協議をする上での参考にさせていただきたいと考えております。

（3）「その他、アンケートを見て感じたこと。」というテーマでは、（1）と（2）に共通するご意

見も多く、計画の策定や障害者施策に参考とさせていただきたいと考えております。また、テーマを3つ設定いたしました。いずれにも共通するご意見が多く、今後の市民会議のテーマ設定についても、検討していく必要があると考えております。

以上、次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果、骨子案、今後のスケジュール及び市民会議における主な意見についての説明となります。

今後、事務局においてアンケート結果の分析を行うとともに、本日委員の皆様や市民会議等でいただいたご意見を踏まえながら、来年度の次期計画策定や各事業の取組に生かしてまいりたいと考えております。どうぞ、よろしく願いいたします。

説明は以上となります。

～～質疑・応答～～

(松永委員長)

どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、委員の皆様、何かございますでしょうか。

ご質問ご意見ございましたら、挙手をお願いします。

では遅塚委員お願いいたします。

(遅塚委員)

はい、遅塚でございます。

詳細な説明をありがとうございました。

計画の骨子案について意見があります。

まず一つ目ですが、医療的ケア児について、大きな柱としていただけないか、という意見です。

この現行計画がスタートした後、2021年の9月に医療的ケア児の支援法が施行されております。

個々の施策については、別のプロセスがあるので、なかなか書くことは難しいとは思っておりますけれども、医療的ケア児、また特にその中でも一番障害が重いと言われている、例えば重症心身障害児の方ですとか、そういう方に対するさいたま市としての支援をしていく姿勢が見えるような計画にしていけないか。

現行の計画の柱ですと、その辺りの支援が非常に見えづらいという具合に考えます。

やはり市の姿勢として、重症児など最もハンデの大きい方に対して、さいたま市としてはどういう支援をしていこう、どういう支援をしていくか、どういうさいたま市でありたいか、というようなビジョンが見えるような形で記載を追加していただけるとありがたいと思います。

基本的な柱に変更なしとあったものですから、そこについて一つご意見を申し上げます。

それともう一つは案の柱の変更にはならないとは思っておりますが、人材の確保について、現行計画でも基本施策としては人材の確保が入っていますが、正直、この記載を見ると危機感が全く感じられません。

障害分野に限らず高齢者でもそうですが、福祉を支える人材の不足というのはもはや危機的状況になっていると感じます。

特に在宅の方を支えていくホームヘルパーについては、募集しても人がこない。

今働いている方自体がもう60歳代とか、非常に高齢の方がヘルパーをされておられる。

このままいきますと、幾ら理念は高くても実際に在宅生活を支えていく施策というのが、回らなくなっ

てしまうということは、非常に見えてきています。現行の柱に入ってはおりますので、大きな変更はいら
ないかもしれないのですが、もうちょっと市として、その辺りを取り組むべき課題として認識している
ということが、市民に伝わるような記載を工夫していただければと思います。

以上2点です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

ではただいまご質問につきまして、事務局の方、いかがでしょうか。

(事務局)

はい、事務局です。

ご意見ありがとうございました。

まず医療的ケア児につきまして、柱の方に加えていくべきではないかということで、大変重要な課題だ
ということも認識しております。今後、関係する所管とも検討しながら、どういった反映がさせられるか
といったことも含めて協議をして参りたいと思います。

また、人材確保につきましては、例えば今、遅塚委員からご指摘いただきました通り、危機感を感じな
いといったところで、もう少し熱量が入るような言葉でしょうか、そういったことも含めて、実際の施策
の部分に反映させる必要があると思います。まず柱の部分としてのご意見として、そういったものを事業
との関連性を考えながら検討して参りたいと思います。

以上になります。

(松永委員長)

はい、遅塚委員いかがでしょうか。

(遅塚委員)

はい、ありがとうございます。

この施策については、予算もありますし、当然議会の審議もありますので、ここには直接書くことは
できないと承知はしておりますけれども、まず市全体としての姿勢を、ここで市民に対して示していただ
いて、施策は後からついてくるというふうに考えていますので、今お話いただいたようにご検討いただ
ければありがたいです。

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。

他にご意見ご質問ございましたら、挙手をどうぞお願いいたします。

横島委員、ではお願いいたします。

(横島委員)

はい、横島です。

先ほど、事務局から話がありましたが、市民会議の時の議題についてです。

議題に出すという話がありましたけれども、今まで市民会議に私何度も参加しましたが、議題にそれた

話し合いも多かったと感じております。

「これがよかった」「思った」のような感想の意見が多くて、それで盛り上がり、終わってしまうということがありました。

大切な議題があるのであれば、まずそれに合わせて話し合いができるように、そのような会議のあり方を考えていただきたいです。

繰り返し同じ話し合いで、時間がもったいないと、有効に使えてないなど、感じるときもありますので、大切な話し合いをしていただきたい。

その議題について、きちんと提示して、それについて話し合いの場を設けられるような形にしていればと思います。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

まとめますと、市民会議では議題があるにもかかわらず、ちょっと横にそれてしまった話になってしまう。

ちゃんと議題に合わせた会議の進行をお願いしたいと、そういうことでしょうか。

(横島委員)

はい、その通りです。

(松永委員長)

はい、了解です。

(横島委員)

時間を無駄にしないように、有効に十分話し合えるような形で進めていただければと思います。

(松永委員長)

はい、ご意見ありがとうございます。

では事務局お願いします。

(事務局)

はい、事務局でございます。

貴重なご意見ありがとうございます。

どうしても、様々な障害の当事者の方がいらっしゃる中で、自由にご発言いただく場としても活用している部分がございます。

ですので、ご指摘の通り、議題に対して、多少話が逸れてしまう場合もあろうかと思います。

しっかりとしたテーマ設定であるとか、それからファシリテーターさんとの事前の会議を行っておりますので、そういった場で、改めてご説明を差し上げるなどして参りたいと思います。

よろしく願いいたします。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。
横島委員よろしいですか。

(横島委員)

はい、ありがとうございます。
よろしく申し上げます。

(松永委員長)

他にご意見ご質問ございますでしょうか。
はい、お願いいたします。

(相浦委員)

はい、障害者支援施設しびらきの相浦です。
詳細なご説明ありがとうございました。
先ほど事務局の方からご説明のありました、計画期間についてのお話ですけれども。
確認ですが、今回は市民会議にお諮りするタイミングがないということで、これまで通り3年間の計画期間で来年度策定をしていくと。
その次の計画については、さいたま市としては、先ほどの最初の案でご説明あった、期間を延ばしていくという方向で考えているということによろしいでしょうか。

(松永委員長)

はい、事務局お願いします。

(事務局)

はい、事務局です。
こちら6年間にするというのを、まず案としてご提示する必要があるかと思えます。
さいたま市の他の計画が、ちょうど6年後に終了時期が揃うといった事情がありまして、他の計画との整合性も考えていくと、検討するとしたら次の3年後よりは6年後になるかと思っております。
そうなりますと、6年間の間で、国の方でも、今回のように新たに方針を示すといったことなど、国の方でいろいろと変わってくる可能性もあると思っておりますので、これは6年にするということが決定事項では全くございません。
そうなった場合には、1から政策委員会、それから市民会議の皆さんにご意見をいただいた上で、どうしていこうかということを検討して考えておりますので、この件につきましては白紙と考えていただいて結構です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。
相浦委員、よろしいですか。

(相浦委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(松永委員長)

ありがとうございます。

では他に何かご質問ご意見ございますでしょうか。

はい、酒井委員お願いします。

(酒井委員)

はい、鴻沼福祉会の酒井と申します。

私、この政策委員として、この計画策定に直接携わるのが初めてですので、計画できるまでのイメージがまだ持ちきれないところがあるので、少し補足の説明もいただければと思うのですが、今日は計画の骨子、項目とか、柱立てのご提案で、この中身についての議論は、今日はしなくていいということなのか、今日のこの会議に何が求められているかということが、少しわかりにくいかなというふうに感じています。

項目そのものは、ちゃんと障害者施策の全容を、概ね網羅をされていて、そんなに先ほど遅塚委員のご意見があったように、多少の変更点はあるかと思えますけれども、項目そのものはそんなに変えることもないかなと思えますが、大切なのはその項目ごとの中身でありまして、その中身の話し合いがとても大切かなと思っております。

どこでどのように、というところは今ひとつ、自分の中でイメージがつききれないかなあということが一つあります。

それからそれと少し重なるのですが、やはり重点、何を重点にするかっていうことが、とても大切かなというふうな気がしております。

非常にニーズも幅広いですし、本当に様々なことがあるわけですがその様々な課題の中で、やはり最も今、施策として力点を置くべきことが何かっていうことを、しっかり見極めていくことが、すごく非常に必要かなと思っていて、その点をしっかり話し合いができればというふうに思っています。

私なりにこのアンケートを一通り見させていただいたところで、やはりニーズとして、それから緊急性としてと、災害に関する事が、とても大きなテーマではないかなと。

それから手当も含めて、所得収入に関するご不安、それから相談相手の大半が、家族になっているというような実態、このあたりが、私自身はとても大きなテーマだなという印象を持ちました。

そこをどのようにこの後議論を進めていくべきか、というところが少しわかりにくいなという印象があります。

それからもう1点、市民会議でも意見が出ておりましたが、果たしてこのアンケート結果が、本当にさいたま市にお住まいの障害のある方たちのニーズの全容を、正しく反映している結果なのかっていうところについても、考える必要があろうかと思っております。

身体障害の方たちは、どうしても年齢構成が高い方が多くて、身障手帳の所持者の回答者のかなりの方は高齢の方が回答されております。

初め見た時に、在宅でお家にいる方の割合が非常に高くてびっくりして、これは何だろうというふうに見ていきますと、結局高齢の方たちが在宅にいるという形の多くを占めているというような実情もあって、単純にその数値だけを見て、今のさいたま市のニーズの全容というふうには、単純に言えないという印象もありました。

どういふ方法で、もう少しニーズを把握、適切に把握していったらいいのかというようなことも考えていく必要があるのではないかなという印象を持ちました。

すみません。ちょっと長くなりましたが質問と私の意見等になります。

以上です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

では事務局の方、ご回答お願いいたします。

(事務局)

はい、事務局です。

まず、計画策定の進め方の部分になりますが、改めまして資料2-3を参考にしながらお話ができればと思います。

まず、骨子案というのが、現行の計画で言いますと、計画の目次になりますが、第1章の総論の部分になります。

こちらをまず固めるということが今回の政策委員会で協議している内容となります。

第2章の各論の部分は今後の政策委員会で説明をしていきます。

計画における事業の内容の進め方ですけれども、まず案がないことには協議することが難しいと考えますので、事務局の方で素案を作成いたしまして、それを6月頃具体的な事業等に関するご協議をしていただきます。

先ほどもご説明差し上げましたが、政策委員会のスケジュールの中に、こちら素案についての協議をしていただく機会を持つことが、かなりスケジュール的にタイトでございますので、ワーキンググループというのを、何年前の計画から、実施するようになっておりまして、今年度もワーキンググループを政策委員会の皆様を対象として開催し、こちら任意とはなってしまうのですが、ご出席いただいた方々に計画の実施の事業の具体についてのご協議をいただく場としてとらえております。

酒井委員のご指摘の進め方につきましては、具体的な事業等については6月頃のワーキンググループ1回目2回目とございますが、今の考え方では、1回目にこれをやって2回目にこれをやるというよりは、事業についての内容の審議を1回目で行い、時間が足りなかった場合に、2回目も引き続き、まだ審議できていない事業であるとか、そういったことも継続して話し合えるようにということで2回の設定をしているところです。

なので、事業についての議論は、2回に分けて検討していくということでスケジュールを立てております。

それからニーズの部分につきましても、改めて素案を作成する、もしくは素案についてご検討いただく際にも、ご意見いただければと思うのですが、今回災害に関すること、それから所得への不満、不安、それから相談相手は家族が非常に多いという現状ですね、そういったものを、こちらとして今回ご意見いただきましたので、素案づくりの際に、こちらで案を提示作成する際には、参考にさせていただければと思います。

続きまして、アンケートの見方といいましょうか、アンケート結果、すべからく実態に即していないのではないかと、そういった部分を考えられるのではないかとということ、ご指摘の通りでして、どうしても身体障害の手帳を持っている方の分母が多いので、アンケートの調査票を送る件数もやはり身体障害の方

が多くなってしまいます。

そうしますとおのずと、ご年齢の傾向としては高い方が、多くなってしまいうという現状もございます。

今のところ、無作為でやりますとどうしても年齢分布が高くなってしまいうという現状があつて、おっしゃる通りの内容になっています。

これもアンケートを実施する上で、継続性ということを考えて無作為でやっていく必要もあろうかと思うのですが、今後アンケートをどなたに送るかということも含めて検討していく必要があれば、改めて3年後のアンケート実施の際には、ご意見をいただきながら考えていかなければいけないなというふうに考えております。

説明は以上になります。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

酒井委員いかがでしょうか。

(酒井委員)

はい、ありがとうございました。

よくわかりました。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

今まで3名の方々にご意見ちょうだいしておりますが他にご意見ございますか。

はい、よろしいでしょうか。

はい、では育成会の黒澤様お願いいたします。

(黒澤委員)

質問ですが。

アンケートの結果で、骨子案の目標が変わるっていうことはあるのでしょうか。

(松永委員長)

はい、事務局お願いします。

(事務局)

はい、事務局です。

今回骨子案につきましては、国の方で出された動向も参考にしながら、策定しております、大きく国の方も変わっていなかったことから、さいたま市としても前回の計画を大きく変更するような内容もあり見当たらないところから、継続性を持たせたというところになります。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

黒澤委員いかがでしょうか。

(黒澤委員)

私の感想ですが、さいたま市で今すごく人材が不足してしまっていて、いろんな施設が人材不足で立ち行かなくなりそうだ、というのを漏れ聞こえております。

これは全国的なことではありますが、今日の前にある課題については、大都市としてのさいたままで対応していてもいいのではないかと、国に横並びじゃなくてもいいんじゃないかなって個人的には、考えています。

実際本当に現場の方たちは少人数ですごく頑張ってらっしゃるところとか、もう人手を探すのにもう苦慮されているところがたくさんあって、アンケートにもありましたけど、ヘルパーさんと呼ばないって、別枠の回答があつたりして、福祉人材不足っていうのは大きな課題で緊急性があると思います。

多分、人を育てないとこの先も続かない。

人じゃないと、障害に携われないっていうところがポイントだと思うので、目標値3年ごとに見直すから3年後でもいいんじゃないかって言われれば、納得しなきゃいけないですけど、やっぱり緊急性のあるものは独自の目標として掲げる。

養成する研修なり講座を開くとか、地道なことでもいいのでそんなに大きな目標は望みませんので、市としても別枠で取り上げていただかないと、私たち家族、自分で返事ができない家族がたくさんいますので、そういうところに目標を一つ、市として、目標を立てるっていうのも一つ検討していただけたら嬉しいかなと、今回のアンケートを見て思いました。

以上です。

(松永委員長)

ありがとうございます。

はい、事務局何かお願いします。

(事務局)

はい事務局です。

先ほどの遅塚委員のご指摘にも通じる部分があるかと思うのですが、現時点で資料2-1の3ページですね。

4. 計画の基本的枠組みの(2)基本目標の基本施策の(5)に人材確保育成ということで記載させていただいておまして、これに対する市としての熱量を感じない部分があるというご指摘もございました。

また黒澤委員のおっしゃっている危機的な状況ということも、お伺いした中で恐らくは、遅塚委員の意見を参考に、今後基本目標施策の部分についての書き方であるとか、その危機感を持ったような状況ということを反映させていきつつ、次の素案の事業の計画で、改めて我々としても検討していき、皆様からもご意見をいただきながら、現実的な何をしていくべきかというところを検討していくことになると思っております。

(松永委員長)

ありがとうございます。

はい、黒澤委員いかがですか。

(黒澤委員)

はい、検討していただけるだけでも嬉しいと思います。
よろしく願いいたします。

(松永委員長)

委員長の私からもちょっと申し上げますが、前回の市民会議でも申し上げましたが、今子供18歳人口大幅に減っていますので、福祉の人材養成のところに来る学生が大幅減です。

これ以上増えることはないというお話をさせていただきました。

その他に、研修の費用とか、資格取得の費用っていうのは、失業の施策や、シングルマザーシングルファザーの就労支援のために、国家資格取得で福祉の資格や看護師の資格などなどについてはかなりお安く資格取得ができると、そういうふうなものもありまして、こういうのをご存知ない方もいらっしゃるのかなど、私は思っています。

あとマッチングですね。

希望を持っているけど情報知らないし、どういう仕事があるのか知らない。

ずっと家にいて、Zoomで見ているとかスマホで見たりとか、同行支援しないと、職安にも行けないような方が、最近増えているなど。

私は社会福祉会の仕事もやっていますが、1人で情報を得て行動するっていうことはあんまり、クライアントじゃないなって思っていて、どうも社会福祉がもっとまめに同行支援しないと、この方々の、報道のなんかこう促しやっついていかないと課題解決にならないんじゃないかなど。

余談でございますが、そう思っている次第です。

施策としては一応あるんですね。

新人じゃなくて、30歳40歳になって、もう1回福祉の勉強したいっていう方向けのものっていうのは、一応あるんですけど、それを知らない方も多んじゃないかなっていうところなんです。

すみません私の話でございました。

他に何かございますでしょうか。

はい、ではないようですので、進めさせていただきます。

書面参加委員からの意見

(山田委員)

- ・資料3 問18 (相談支援体制) についてのご意見には賛同します。
- ・資料3 問64 (ノーマライゼーション条例の認知度) についてのご意見には賛同します。
- ・資料3 基本目標3 (5) 文化芸術活動の推進が足りないのでは、との意見には、賛同します。

(駒崎委員)

議題(3)

たくさんのアンケートの回答にたくさんの感想。

皆さん思いや希望があり過ぎて、伝えきれない事と思います。

中でも障害児は小学生の頃からクラスが分かれ、共に活動する機会は少なく、理解しきれません。

学校にも障害のある方の雇用を推進して、自然に障害のある方の理解を深められないか?と言う意見

が市民会議に参加した私のグループでありました。

障害者を知るきっかけの一つです。

トップダウンによるギガスクールが突然始まりました。

他にもっと大切な学びが必要です。

思いやりの芽生える教育の場であって欲しいです。

5 議 題 (4) 令和5年度予算案の概要について

(松永委員長)

続きまして、議題(4) 令和5年度予算案の概要について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題4「令和5年度予算案の概要について」ご説明させていただきます。

資料4「令和5年度予算案の概要～障害福祉関係予算抜粋版～」をご覧ください。

本市の令和5年度予算案の概要について、簡単にご説明させていただきます。

資料を1枚めくっていただきまして、1ページ目をご覧ください。

予算の全体像でございますが、「2. 予算規模」にございますとおり、「一般会計」の総額が、約6,690億円、国民健康保険や介護保険などの「特別会計」が、約3,244億円、上下水道や病院などの「企業会計」が、約1,354億円で、「全会計」の総額は、約1兆1,289億円となっており、前年度と比べて、373億円の増額、3.4%増となっております。

それでは4ページをご覧ください。令和5年度当初予算編成につきましては、「(1) 感染症や自然災害に備えた強靱な都市づくり」、「(2) ポストコロナを見据えたさいたま市の魅力づくり」、次のページに行きまして「(3) 誰一人取り残さない持続可能でインクルーシブな地域づくり」、「(4) 公民学共創と質の高い市役所づくり」の4つの柱を設定し、事業を推進していくこととしております。

続きまして、7ページから13ページは、一般会計の歳入及び歳出の主な内訳となっておりますので、後程ご覧いただきたいと存じます。

続きまして、14ページ、「保健福祉局 令和5年度 局運営方針(案)」をご覧ください。

本市では、各局や区役所ごとに、その年度の運営方針を定めております。

本日は、保健福祉局の局運営方針のうち、障害福祉分野に関連する部分について、ご説明させていただきます。

資料の17ページの「(6) 障害者支援の推進」をご覧ください。

こちらには、主な現状と課題として、障害の有無にかかわらず、誰もが自らの主体性を持って安心して生活を送ることができる環境の整備に向けて、障害のある方に対する理解促進、差別の解消や虐待の防止、地域社会における様々な活動の促進、障害のある方一人ひとりのニーズに合わせた相談支援体制の強化、地域共生社会の実現に向けた地域ネットワークの構築の必要があると掲載しています。特に、精神障害者を支える地域包括ケアシステムを構築に向けた、各支援機関の連携、専門職の協働、訪問支援の実施を掲げております。

また、18ページのグラフの下になりますが、ノーマライゼーションの理念に基づく就労支援及び発達障害者支援に関わる環境を整備し、社会資源を開拓していくことの必要性等について、掲げさせていただいております。

続きまして、20ページ「2. 基本方針・区分別主要事業」をご覧ください。こちらでは、保健福祉局

の主要事業といたしまして、局の担う分野を8つの主要な柱に分け、取組を進めていくこととしております。

ページが少し飛びまして、資料の25ページ、「(6) 障害者支援の推進」をご覧ください。

こちらが、主要な事業の推進として掲載している事業になります。

この主要事業のうち、含むものとなるんですが、3ページをご覧ください。

一般会計歳出予算の扶助費の部分で、「扶助費機能の障害者自立支援給付等の事業の増」というところがございます。

39億円増ということで、かなり増額をして実施をしていくというところになります。

先ほどの25ページにも、こちらの内容としては50番、それから52番が入っているところになりますが、こちらの詳細の説明が、38ページ下段にございます。

自立支援給付等事業、こちら約38億円の増ということで、こちらにそれぞれの事業の詳細が記載されているところでございます。

続きまして、28ページ。

こちらから、先ほどもご覧いただいた38ページも含めた部分が、福祉部で実施する障害福祉関係事業の内容と予算の抜粋を掲載しております。

後程ご覧いただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

説明としては大変簡単ではございますが、以上となります。

～～質疑・応答～～

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明に関しまして、皆さまからご意見ちょうだいしたいと思います。

何かございますでしょうか。

はい相浦委員、どうぞ。

(相浦委員)

はい、障害者支援施設しびらきの相浦です。

詳細なご説明ありがとうございます。

3点、質問及び意見をさせていただきたいと思っております。

まず1点目が、25ページになりますが、障害者支援の推進に係る予算の中で49番、「地域自立支援協議会運営事業」これはいわゆる自立支援協議会の、それぞれですね、各区について、地域支援、地域協議会の設置をここ数年進めてきているところだと思っておりますが、額的にすごく下がっているのので、この中身を教えていただけますとありがたいということが1点目です。

それから2点目ですが、先ほどらい、職員の確保について、委員の皆様からもご意見ちょうだいしているところで、私は事業者の立場でこの委員会に参加をさせていただいておりますので、大変苦しい、今やっぱり人材確保のところは、私たち事業者の努力不足も大きいとは思いますが、何せ本当に人がいないという現状があります。

そうした中で、加えて昨今の物価高騰ですね。

物価高騰が、経営をかなり圧迫しているところがありまして、新聞なんかを見ますと、他の業界は賃金

がアップしていくというような報道もされている一方で、福祉の方はなかなか収入が上がるわけでもない代わりに物価が上がってしまうということですから、ますます人件費に割くいわゆるお金が非常に少なくなっていくという危機が、経営者の立場からするとございます。

そうした中で、5ページになりますが、新規ということで、障害者施設も含む、物価高騰支援に多額の予算を案として挙げていただいていることは、大変喜ばしいといえますか、ありがたいことだな、というふうに思っております。

この意見といえますか、感謝をお伝えしたくてお話をいたしました。

3点目ですが、以前の委員会の場合でも、少し意見をさせていただいたところですが、今後、この次の次期計画の素案等を検討するにあたって、その中で大きな目標となるような項目、例えば障害のある方たちの防災対策、こういった項目については、現状の市の中での予算がどのような形で執行されているのかというのを、是非とも参考にさせていただきたいと思っておりますので、今回は障害福祉関係予算ということで抜粋をしていただいておりますが、例えば防災に関してはおそらく防災課であったりとか、他の課が主として所管しているということで、今回もこの抜粋版には載せられていないのだと思っておりますけれども、例えば福祉避難所の設置に対してどのぐらい予算が割かれてるんだろうとか、そういったものが委員さん、私も含めてですけれども、数字を見ながら検討した方が、より議論が深まるかなというふうに思っておりますので、次回以降で構いませんので、この予算の概要をお示ししていただくときに、他の所管課が主で、障害関係も必要あるというような、事業についての予算額もぜひ資料として載せていただければというふうに思っています。

長くなりました以上になります。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

では事務局、お願いいたします。

(事務局)

障害支援課の栗原でございます。

ご質問の地域自立支援協議会運営事業の予算額が大幅に減少している主な理由についてお答えいたします。令和4年度に障害者相談支援指針の改定を行いました。指針の改定が完了し、令和5年度は指針に係る予算がないためでございます。

はい、続きまして事務局増田です。

まず職員の確保人材育成であるとか、人材の確保、この部分本日だけでもたくさんご意見いただいておりますので、こちら計画も含めて、いろいろと力量込めてやっていく必要があるかなというふうに思っております。

次の来年度以降の予算案の予算の現状、こちらがかなり分厚いものになっていまして、関係するところだけを抜粋する作業もなかなか大変なところもございます。

なので、全体版をごそっと載せてしまうと探すのも大変になるかと思うのですけれども、今後どういったやり方がいいのかも含めて、検討させていただきたいと思っております。

ただ、計画策定の時にはおっしゃる通り、現状の市の予算状況であるとか、執行状況がわかることで、さいたま市がどれだけ熱を入れているのか、こちら予算額ではわからない部分もありまして、先ほどの地

域自立支援協議会の件も、何年かに一遍の改定の印刷製本費を多く取っていることで、減っているように見えるものであるとか、そういった場合もございますので、額だけでは見えない部分もあると思います。今後参考として何かこう検討していきたいなというふうには思っております。

以上になります。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

他にご意見ご質問。

酒井委員、お願いいたします。

(酒井委員)

ありがとうございます。鴻沼福祉会の酒井です。

1点質問です。

この物価高騰への支援金給付金事業ですが、これはグループホームは対象にはならないのでしょうか。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

では事務局、どうぞお願いします。

(事務局)

障害支援課の栗原でございます。

ご質問の物価高騰支援金のグループホームにつきましては、対象となっております。

よろしくお願いいたします。

(松永委員長)

はい、酒井委員よろしいですか。

ありがとうございます。

他に何かご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、令和5年度予算案の概要、概要につきましては以上といたします。

ありがとうございます。

ほかにないようでしたら決められました議題については以上となりますので、ご意見ございましたら、他にございましたらお伺いしたいと思います。

ではちょっと最後に申し訳ありません委員長ですが、私の方からさいたま市さんに教えていただきたいことが一つございます。

重層的支援体制整備事業への取り組み状況ですね、さいたま市はいかがな状況なのか、ご存知の情報だけで結構でございます。

(事務局)

はい、すみません。

事務局です。

本日、福祉総務課も参加をしていますが、担当がいないものですから、詳細がこちらで説明できないため、改めて議事録等で反映という形で対応させていただきたいと思います。

(松永委員長)

はい、わかりました。

ありがとうございます。

(事務局《後日回答》)

令和3年4月施行の重層的支援体制整備事業については、包括的な支援体制を整備していくうえで活用できる任意事業となりますが、高齢、障害、子ども、生活困窮分野の補助金等の取扱いにも影響が生じることになるため、事業実施に関しては、慎重に検討を進めてまいります。引き続き、事業実施の如何に関わらず、国が示す重層的支援体制の理念を踏まえ、包括的な支援体制の整備に取り組んでまいります。

(松永委員長)

他に皆様の方からご意見ご質問ございませんでしょうか。

では、片山委員どうぞ。

(片山委員)

すみません。

ここでの場での質問でいいのかがわからないんですけれども、アンケートの結果の中で、35ページにあります、主なケアラーの認定についてというところがあるんですけれども、この年齢の中に実際に10歳未満10代20代っていうふうなところがございます。

本当にごく少数ではあるんですけれども、多分ここはさいたま市でも力を入れている「ヤングケアラー」のところにも、ひょっとしたら該当する年齢層なのかなっていうことを考えますと、障害の分野ではございますが、やっぱりこのケアラーに該当しそうな対象年齢の方に対する何か、何かしらのなんか支援みたいなのを考えていらっしゃるのかどうか、いうところをちょっと気になりましたので、ご質問させていただきました。

すみません、ちょっと場違いな質問でしたら申し訳ございません。

(松永委員長)

はい。

「ヤングケアラー」は埼玉県とかさいたま市が、力を入れて行ってきたものでございますね。

ヤングケアラーの支援として何かしらあるかどうかでございます。

いかがでしょうか事務局、お願いいたします。

(事務局)

はい、事務局です。

こちらも、本日参加はしていますが、福祉総務課で、今年度ケアラーに関する条例をさいたま市でも定めたところでございます。

おっしゃる通り、ヤングケアラーについて、様々これから検討をしていかなければいけない状況になっておりますが、現時点でのというところで、これもすみません、限られた職員しか出ていないもので、内容につきまして、今回お伝えができませんが、何らかの回答を議事録の方で対応させていただければと思います。

こちらの計画というよりは、現在今考えている事業であるとか、そういったところの内容につきまして回答させていただきたいと思います。

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。

(片山委員)

ありがとうございました。

多分、学校の方で把握することも、何か難しかったりする年齢層だったりする関係で、こちらのアンケートの方から、こういうふうにキャッチできるのであれば、またその対象となる方々に直接支援なりができるといいな、なんて思って質問させていただきましてありがとうございました。

(松永委員長)

はい。

ありがとうございました。

(事務局《後日回答》)

ヤングケアラー支援としては、ヤングケアラーに関する相談のほか、子どもやその家庭に関する相談全般に対応する窓口として、令和4年4月から各区役所支援課に「子ども家庭総合支援拠点」を設置いたしました。また、令和4年9月から「ヤングケアラー訪問支援事業」を開始しており、ヤングケアラーがいる家庭に支援員を派遣し、抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援により、日常生活における負担軽減を図っております。

引き続き、ヤングケアラーを含めたケアラー支援に対する理解向上のための周知啓発を図るとともに、必要な支援を実施してまいります。

(松永委員長)

では先ほど手を挙げていただいた黒澤委員、お願いいたします。

(黒澤委員)

はい、ありがとうございます。

さいたま市とつなぐ育成会の黒澤です。

すみません2度目になって申し訳ないですが、提案と、あと情報提供と二つしたいと思います。

ヤングケアラーについて、私たちの知的障害の家族もどうしても兄弟が見るということでヤングケアラーの対象になる確率が高くて、兄弟の会っていうのをやってらっしゃる方がいます。

その方が学校で、保健の先生がヤングケアラーを見つけるシステムみたいな、ちょっとしたチェック項目、質問項目みたいなのを作っています。

そういうのでご本人からなかなか発信できないのをキャッチするっていうことも、いろんな団体さんでやっていると思うので、取り入れていただけると嬉しいなという情報提供です。

あと手を挙げたのは、ここでお願いしていいかどうか、私自身よくわからないんですが、コロナ禍の中、ワクチン接種の予約システムが、皆さんになじみができて、障害のある方たちも、ある程度のところが高齢の方も、判断しやすいとてもいいシステムだったんですね。

どうしてそれを言うかというと、ショートステイを皆さん使いたいと思ったり、いろんなサービスを使いたいと思っても、なかなかそのショートステイは「とくに空きがありません」と断られることが、とつても多くて、なかなかマッチングっていいですか、使い勝手が悪いっていうか、ショートステイの利用まで繋がらないっていうケースが多いという意見をいっぱい聞いています。

コロナワクチンの予約システムみたいなのがあったら、皆さん共通理解で、どこが空いてたりどこが使えなかったりっていうのが、わかるんじゃないかっていうご意見が出たことがありました。

もうさいたま市ICTに、力を入れてらっしゃるので、障害の分野もそういうところを取り入れて、もっと公平にわかりやすく情報発信する一つのツールみたいなのを検討されていくのもいいのかなあと、日頃、会の皆さんとかで話をしている、いろいろ条件はあるかと思いますがショートステイとか福祉サービスをもうちょっと使いやすいものに、見える化していくのも一つの福祉サービスに繋がるのかなっていうのを考えておりました。

提案ですがそんなことも、家族は考えておりますっていうのをお話したいと思いました。

(松永委員長)

貴重なご意見どうもありがとうございます。

他に何かご意見はございますでしょうか。

特にないようでしたら、本日の議題は以上とさせていただきます。

書面参加委員からの意見

(山田委員)

令和5年度予算案の概要については、よく考えられた予算案だと思います。

(駒崎委員)

不勉強で感想を言うのも憚れます。

障害者支援の部分を中心に見ました。

多くの予算が充当されているとは思えません。

中に福祉介護人材の養成確保事業がありました。

各部署に専門の人材を養成確保し、長期に活躍して欲しいです。福祉の窓口には限りませんが、専門人材、詳しく正確な情報を市民にくださる職員さんを担当窓口配置してください。

ノーマライゼーションはそこです。

(松永委員長)

では事務局より連絡事項がございますので、事務局、お願いいたします。

(事務局)

はい、事務局でございます。

本日は、長時間にわたり、ご審議いただき誠にありがとうございました。

ここで、障害政策課長の竹内より、ご挨拶を差し上げたいと思います。

(松永委員長)

はい、お願いいたします。

(障害政策課 竹内課長)

障害政策課課長の竹内でございます。

本日は、公私共にお忙しい中、今年度最後の委員会に御出席いただくとともに、この一年間、委員会の開催及び会議の運営に、多大なる御協力をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

今年度を振り返りますと、委員の皆様のお力添えをいただくことにより、次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査を実施することができました。

皆様からいただいた貴重なご意見は、次期障害者総合支援計画の策定や各事業の取組に活かしてまいりたいと考えております。

本市といたしましては、皆様からいただきました貴重なご意見を踏まえまして、ノーマライゼーション条例の理念の実現に、職員一同全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、委員の皆様におかれましては、この3月をもって、一旦2年間の任期が満了となります。長きにわたり、本市の障害者福祉行政に、御尽力いただきましたことに、改めて御礼申し上げます。

引き続き、それぞれのお立場から、本市における障害者福祉施策の更なる発展にお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

2年間、本当にありがとうございました。

(松永委員長)

ありがとうございました。

はい、事務局お願いします。

(事務局)

はい、事務局です。

委員の皆様におかれましてはこの2年間、本市の障害者施策の推進にご尽力いただきまして、改めてお礼申し上げます。

なお、次期委員につきましては、現在、選任手続きを行っているところでございます。

改めて委員をお願いさせていただく方もいらっしゃるかと存じますので、その節はどうぞよろしくお願いたします。

ここまでが事務局となります。

以上となります。

(松永委員長)

ありがとうございました。

私の方からも1点、連絡がございます。

3月25日土曜日の午後、日本社会事業大学名誉教授佐藤久夫先生をお迎えしまして、私の国際医療福祉大学大学院ゼミで、「障害者権利条約と総括所見」というタイトルでご講演をいただく予定でございます。

Zoomで行いますので、もしもご希望の方がいらっしゃいましたら私までご連絡メールでお手数ですがお願いいたします。

Zoom情報等、佐藤先生の資料を送らせていただきます。

無料で行っておりまして、JDさんが障害者権利条約と総括所見で、無料の講座を行うと一般の方々にご連絡しましたら、大変な人気でございました。

障害者権利条約自体が、1回聞いてもなかなか覚えていられないくらい内容が長いんですね。

ですので、また佐藤先生のお話を伺う機会ができましたので、ご興味のある方は、私までメールを。お願いいたします。

すみません、チャットで送らず失礼いたします。

6 閉会

(松永委員長)

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「第3回さいたま市障害者政策委員会」を閉会とさせていただきます。

委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

今期までの委員の皆様、どうもお世話になりました。

これで閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。